

日本郵便株式会社からの申請の概要

1 申請理由

国際郵便は、万国郵便連合（U P U）が定める「万国郵便条約（U P U条約）」に基づき、各加盟国において、「指定された事業者」（日本においては、日本郵便株式会社）の間で交換されている。

平成24年にドーハ（カタール）で開催されたU P U大会議において、新たな万国郵便条約が採択、及びその後開催された郵便業務理事会において、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則（以下「条約等」という。）が採択され、平成26年1月1日に発効する予定である。

本件は、条約等の改正に伴い、国際郵便役務の円滑な遂行のため、国際郵便約款の関係規定を改正する。また、これにあわせて、国際郵便約款等（※1）の所要の規定整備を行うもの。

※1 国際郵便約款及び国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款

2 申請概要

（1）点字郵便物に関する改正（国際郵便約款第9条、第26条、第27条等）

条約等において、点字郵便物に代わり盲人用郵便物に係る規定が設けられたことから、国際郵便約款にこれを規定する。

| 点字郵便物（旧） | 盲人用郵便物（新） |
|--|--|
| ○点字の書状 ○点字の記号を有する原版 ○特定の施設から差し出し又はこれらにあてる以下の郵便物 ・ 盲人用の録音物 ・ 点字用紙 | ○点字の書状 ○点字の記号を有する原版 ○盲人又は指定施設から差し出される以下の郵便物 ・ あらゆる形態の著述物 ・ 特別に対応したC D、点字用具、点字腕時計、白い杖等の各種用具 |

（2）特殊取扱に関する改正

① 運送方法に関する改正（国際郵便約款第76条、第83条）

条約等において、書留、保険付書状及び速達の特種取扱が航空便に限定されたことから、国際郵便約款において、これらを航空便扱いに限定する旨を規定する。

| | 航空便 | SAL便 | 船便 |
|-------|-----|--------|-------|
| 書留 | ○ | ○ (※2) | ○ → - |
| 保険付書状 | ○ | - | ○ → - |
| 速達 | ○ | - | ○ → - |

※2 SAL便の書留については、二国間合意により一部の国との間ではサービスを継続。

② 送達の定義に関する改正（国際郵便約款第78条）

条約等において、速達の定義が変更されたことから、国際郵便約款にその旨を規定する。

| (旧) | (新) |
|---|--|
| 郵便物はその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物を <u>特別の配達人により速やかに受取人に配達する取扱い</u> | 郵便物はその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物を <u>これと同一の種類に属する他の郵便物に優先して受取人に配達する取扱い</u> |

(3) 損害賠償制度に関する改正

① 賠償金額に関する改正（国際郵便約款第111条）

国際郵便約款において、一部の郵便物（※3）については、郵便業務中に亡失、損傷等した場合に、差出人が請求するときは、賠償金の支払いが規定されている。条約等において、賠償金の額の計算に当たって考慮しないものとして、間接の損害及び実現されなかった利益に加え、精神的損害が規定されたことから、国際郵便約款にその旨を規定する。

※3 外国宛ての書留通常郵便物、保険付書状、小包郵便物、EMS郵便物。

② 受取人の賠償金請求に関する改正（国際郵便約款第112条）

条約等において、郵便物が配達された後に受取人が賠償金を請求する権利を有するのは、差出人が書面により自己の権利を受取人のために放棄した場合に限るとされたことから、国際郵便約款にその旨を規定する。

(4) その他

国際郵便約款及び捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款において、常用漢字の使用等の規定整備を行う。

3 実施予定期日

平成26年1月1日（水）（条約等の発効と同日）